

## ソフトウェアの違法コピー問題に係る対応等について

### 1 事案の概要

平成19年2月にマイクロソフト（MS）社から道に対して、ソフトウェアライセンス台帳の作成のため必要な調査を共同で行うこと等が提案され、同年12月、MS社調査に対する協力を意思決定し、平成20年7月から11月にかけて予備調査を実施したところ、平成21年1月、MS社から多数のライセンス不足が生じている旨の結果報告があり、当該報告を検証した結果、庁内における違法コピーの存在する可能性が高いことが明らかとなった。

そこで、道では、平成21年6月、違法コピー防止について職員に注意喚起する通知を发出した上で、同年7月から平成22年1月にかけてソフトウェアのライセンス調査（第1次調査及び第2次調査）を実施した結果、全庁で21,470本のライセンスのないソフトウェアが道のパソコンにインストールされていた事実が判明した。

道では、このような違法コピーが発生した原因を探るべく、平成22年2月に情報システム管理者（課長級）等による管理の実態及び職員のインストールの事実関係を把握する調査を行った結果、違法コピーを行った職員の多くはライセンスの有無についての理解がないまま、業務の必要上インストールを行ったもので、看過できない悪質なケースもなかったことが判明した一方で、平成19年2月のMS社からの提案以降、ソフトウェアのライセンス管理の仕組みを構築すべき情報管理部局の迅速な対応が欠けていたことが主要な原因であったとの結論に至った。

### 2 処分等の考え方

平成19年2月のマイクロソフト社のライセンス管理に関する提案後から、庁内に向けて違法コピーの防止通知を发出した平成21年6月までの間、違法コピーが重大な非違行為であることについて職員に警告を発したり、ライセンス管理の仕組みを設けるなど、必要な対策が遅れたことにより、結果的に違法コピーの拡大を防ぐことができなかった。

このため、上記期間における情報管理部局の責任を問うこととし、講ずべき対策の意思決定に重要な役割を担う課長職以上の職員に対してソフトウェアの管理全体に係る監督責任を問うこととしたところである。

### 3 処分等の内容

#### (1) 副知事

「訓 戒」 高井副知事

#### (2) 情報管理部局の職員

「厳重注意」	本庁部長級	2名	※現在の役職で記載
	本庁次長級	5名	
	本庁課長級	2名	

#### (3) 処分等の日

平成22年6月4日（金）

(4) その他

上記に掲げる職員のほか、本庁課長や総合振興局、振興局の課長等の「情報セキュリティ管理者」等については、部下職員に対して法令遵守の指導や注意喚起が有効に行われていなかったことから、「所属長注意」とした。

情報セキュリティ管理者等

本庁次長級	44名
本庁課長級	113名
本庁主幹級以下	511名
合 計	668名

(参考)

I 予算措置の状況

H22年2定 166,685千円(注1)

(注1) メーカーと合意した割引価格などで積算。今後入札を行う予定。

(予算措置済み)

H21年4定 140,114千円(注2)

H22年1定 55,001千円(注3)

(注2) 入札の結果1億552万8千円で購入(予算額に対し約▲3,460万円)

(注3) 今後入札を行う予定

※ライセンス取得等について、現在、残る4社と協議中

II 再発防止策について

1 新たなソフトウェア管理体制の構築

(1) 「ソフトウェア資産管理規程」の整備

(2) ソフトウェア自動監視システムの稼働

(3) (庁内ネットワーク外のパソコンについて) 管理台帳と実際のインストール状況を確認する内部監査の実施などネットワークに準じた管理の義務づけ

2 職員の理解促進

(1) 新採職員やシステム管理職員等に対する研修の実施

3 効率的なライセンス制度の活用

(1) ボリュームライセンス制度の活用で、購入費用の節減と効率的な管理を実現

【問い合わせ先】

(処分関係)

総務部人事局人事課サービスグループ 佐藤主幹、鳥井主査 直通 204-5027  
内線 22-156

(事実の概要、調査結果等)

総合政策部科学IT振興局情報政策課 齊藤主幹、鵜飼主査 直通 204-5285  
内線 23-562

## 知事の給料の減額について

### ○ 第二回定例会冒頭に提案する予定の条例案

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

### ○ 提案理由

パソコンのソフトウェアの管理にかかわって、ライセンスを得ていないコピーの拡大を招いたこと等にかんがみ、道政の責任者である知事としての責任を明らかにし、知事の給料の一部を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

### ○ 提案する条例案の内容

給料減額の上積み 現行25% → 30%

実施期間 平成22年7月1日～22年7月31日

問い合わせ先

総務部人事局人事課サービスグループ 佐藤主幹、鳥井主査

直通 011-204-5027 (内線22-156)